

病院局契約指名業者選定委員会要綱

28川病総経第862号

平成28年12月20日 管理者決裁

(目的及び設置)

第1条 病院局(以下「局」という。)が執行する物品の調達、貸付又は借受け、委託業務等の契約事務において、川崎市病院局契約規程(平成17年川崎市病院局規程第39号。以下「契約規程」という。)第24条第1項及び川崎市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成17年川崎市病院局規程第39号)第7条第3項の規定に基づく指名競争入札及び随意契約の場合における指名業者(以下「指名業者」という。)の選定について、公正かつ的確な執行を確保するため、病院局契約指名業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務及び委員)

第2条 委員会は、指名競争入札による契約及び契約規程第27条各号に定める金額を超える随意契約(委託契約については、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号を除く全ての随意契約とする。)について、必要な事項を審議する。ただし、次の各号のいずれかに該当する契約については、除くものとする。

- (1) 局が設置し、又は利用する電子計算機及びその利用技術の調達を目的物とする契約で、指名業者の選定等について別の定めを適用を受けるもの
- (2) 賃貸借の目的物を特定の不動産とする契約

2 委員会の名称、委員長、委員の構成及び所掌事務は、次のとおりとする。

【物品の調達、貸付又は借受け】

名称	委員長	委員	所掌事務
第一委員会	病院事業管理者	病院局長 総務部長 経営企画室長 川崎病院長 井田病院長 川崎病院事務局長 井田病院事務局長	契約予定金額が10,000,000円を超える物品の調達、貸付又は借受けに関する指名業者の選定を行うこと。
第二委員会	病院局長	総務部長 経営企画室長 経営企画室の会計を担当する担当課長 川崎病院副院長 井田病院副院長 川崎病院事務局長 井田病院事務局長	契約予定金額が7,000,000円を超え10,000,000円以下の物品の調達、貸付又は借受けに関する指名業者の選定を行うこと。

第三委員会	経営企画室長	総務部長 総務部庶務課長 経営企画室の会計を担当する担当課長 川崎病院庶務課長 井田病院庶務課長	契約予定金額が7,000,000円以下の物品の調達、貸付又は借受けに関する指名業者の選定を行うこと。
-------	--------	--	--

【委託業務等の契約】

名称	委員長	委員	所掌事務
第一委員会	病院事業管理者	病院局長 総務部長 経営企画室長 川崎病院長 井田病院長 川崎病院事務局長 井田病院事務局長	契約予定金額が100,000,000円を超える委託業務等に関する指名業者の選定を行うこと。
第二委員会	病院局長	総務部長 経営企画室長 経営企画室の会計を担当する担当課長 川崎病院副院長 井田病院副院長 川崎病院事務局長 井田病院事務局長	契約予定金額が10,000,000円を超え100,000,000円以下の委託業務等に関する指名業者の選定を行うこと。
第三委員会	経営企画室長	総務部長 総務部庶務課長 経営企画室の会計を担当する担当課長 川崎病院庶務課長 井田病院庶務課長	契約予定金額が10,000,000円以下の委託業務等に関する指名業者の選定を行うこと。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員会は、委員長が必要に応じ招集し、その議長となる。

5 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議等)

第3条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係職員の出席)

第4条 委員長は、必要があると認めるときは、その他の関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(指名業者の選定基準)

第5条 委員長は、指名業者の選定をしようとするときは、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無その他の信用状況
- (2) 過去の本市における委託業務等に係る実績等
- (3) 他に受託している業務の進捗状況
- (4) 受託業務を遂行するための技術的適性、資材等の保有状況
- (5) その他の必要事項

2 委員長は、随意契約の相手方として1業者を選定する場合は、地方公営企業法施行令(昭和19年政令第397号)第21条の14第1項第2号から第9号までの規定との関係を特に慎重に審議しなければならない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、経営企画室において処理する。

(手続)

第7条 総務部庶務課長、経営企画室担当課長又は病院長は、委託業務等の契約を締結しようとするときは、契約締結依頼書(第1号様式又は第2号様式)を病院局長宛に提出するものとする。

2 委託業務等を主管する課長(担当課長を含む。)又は科長は、川崎市病院局プロポーザル方式(業務委託)に関する事務取扱要綱(平成22年12月1日病院局長専決)の規定に基づき、提案書に基づく審査により業者を特定しようとするときは、プロポーザル方式付議依頼書(第3号様式)を委員長あてに提出するものとする。

(持回り議決)

第8条 第3条の規定にかかわらず、委員長は、特に緊急を要するため委員会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、及び第一委員会の委員長が別に定める契約については、持回り議決書(第4号様式)によって審議を行うことができる。この場合の案件の承諾については、委員長を含む委員の定数の3分の2以上の決裁をもって承認したものとみなす。

(事後承認)

第9条 特命随意契約の理由が、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号の規定に基づく案件で、事前に委員会に諮ることが困難な場合は、一括して事後に委員会の承認を得なければならない。

(秘密の保持)

第10条 委員長、委員、第4条の規定に基づき委員会に出席した者及び事務局、並びに第8条に規定する持回り議決に関与した者は、委員会又は持回り議決書の審議に関する事項を他に漏らしてはならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、第一委員会の委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 病院局指名競争入札参加者選定委員会要綱(17川病総経第186号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日から平成29年3月31日までに締結する平成28年度の契約に係る事務については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年10月10日から施行する。

契約締結依頼書

平成 年 月 日
番 号

(あて先)病院局長

長

次の契約の締結を依頼します。

件 名							
履 行 場 所							
契 約 期 間							
予 算 額				前 年 度 契 約 額			
支 出 科 目	款	項	目	節			
添 付 書 類							
契 約 方 法	特命随意契約を希望しない						
依 頼 課 推 薦 業 者 (3 社 以 内 記 入)	No.	業 者 名	代 表 者 名	連 絡 先			
	1						
	2						
	3						
病 院 局 使 用 欄	1						
	2						
	3						
入 札 参 加 資 格 (契 約 履 行 に あ た っ て 特 殊 な 技 能 、 資 格 を 要 す る 場 合 に 記 入)							
摘 要							
担 当 者							

※契約締結依頼の提出にあたっては、当様式の他、仕様書、下見積書、旧契約との仕様の違い(新旧対照表)等、必要に応じて添付願います。

契約締結依頼書

平成 年 月 日
番 号

(あて先)病院局長

長

次の契約の締結を依頼します。

件 名			
履 行 場 所			
契 約 期 間			
予 算 額		前 年 度 契 約 額	
支 出 科 目	款	項	目 節
添 付 書 類			
契 約 方 法	特命随意契約を希望する		
契 約 の 相 手 方	住 所		
	商号又は 名 称		
	代 表 者		
	連 絡 先		
特 命 随 意 契 約 を 希 望 す る 理 由	<p style="text-align: center;">地方公営企業法施行令第21条の14第1項第[]号該当</p>		
摘 要			
担 当 者			

※契約締結依頼の提出にあたっては、当様式の他、仕様書、下見積書、旧契約との仕様の違い(新旧対照表)等、必要に応じて添付願います。

プロポーザル方式付議依頼書

平成 年 月 日
 番 号

(あて先)委員会委員長

長

次の委託契約について、プロポーザル方式により受託者を特定したいので、審議を依頼します。

件名				
履行場所				
契約期間				
予算額				
支出科目	款	項	目	節
業務内容				
業種・種目				
プロポーザル方式の概要	該当条項	川崎市病院局プロポーザル方式(業務委託)に関する事務取扱要綱第3条第 号		
	実施方法	1 公募型プロポーザル方式 2 指名型プロポーザル方式(指名業者を必ず記入してください。)		
	評価委員			
	評価の着眼点			
	評価項目及びウェイト			
	評価基準その他必要な事項			
	指名業者名	No.	業者名	代表者名
	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
担当者				

病院局契約指名業者選定委員会 持回り議決書

別添のとおり選定してよいでしょうか

担任	係長	課長
----	----	----

第一委員会	井田病院事務局長	川崎病院事務局長	井田病院長	川崎病院長	経営企画室長	総務部長	病院局長	病院事業者
	承認	承認	承認	承認	承認	承認	承認	承認
	不承認	不承認	不承認	不承認	不承認	不承認	不承認	不承認
第二委員会	経営企画室の会計を担当する担当課長	井田病院事務局長	川崎病院事務局長	井田病院副院長	川崎病院副院長	経営企画室長	総務部長	病院局長
	承認	承認	承認	承認	承認	承認	承認	承認
	不承認	不承認	不承認	不承認	不承認	不承認	不承認	不承認
第三委員会			井田病院庶務課長	川崎病院庶務課長	経営企画室の会計を担当する担当課長	総務部庶務課長	総務部長	経営企画室長
			承認	承認	承認	承認	承認	承認
			不承認	不承認	不承認	不承認	不承認	不承認
審査日	平成 年 月 日		審査件名					